

合併協定書



栃木市



西方町

平成22年11月10日

栃木市・西方町合併協議会 合併協定書 目次

合併協定項目

1	合併の方式	1
2	合併の期日	1
3	新市の名称	1
4	新市の事務所の位置	1
5	財産及び債務の取扱い	1
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	1
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1
8	地方税の取扱い	2
9	地域自治制度（地域審議会・地域自治区 ・合併特例区）の取扱い	2
1 0	一般職の職員の身分の取扱い	3
1 1	特別職の身分の取扱い	3
1 2	条例、規則等の取扱い	3
1 3	事務組織及び機構の取扱い	3
1 4	一部事務組合等の取扱い	4
1 5	使用料、手数料等の取扱い	4
1 6	公共的団体等の取扱い	4
1 7	補助金、交付金等の取扱い	4
1 8	町名、字名の取扱い	4
1 9	慣行の取扱い	5
2 0	国民健康保険事業の取扱い	5
2 1	介護保険事業の取扱い	5
2 2	消防団の取扱い	5
2 3	行政区の取扱い	6
2 4	諮問機関の取扱い	6
2 5	各種事務事業の取扱い	
— 1	国内・国際交流事業	6
— 2	電算システム事業	6
— 3	広報広聴関係事業	6
— 4	人権推進事業	7
— 5	納税関係事業	7
— 6	消防防災関係事業	7

— 7	交通関係事業	7
— 8	窓口業務	7
— 9	保健衛生事業	8
— 1 0	障害者福祉事業	8
— 1 1	高齢者福祉事業	8
— 1 2	児童福祉事業	8
— 1 3	保育事業	8
— 1 4	生活保護事業	9
— 1 5	その他の福祉事業	9
— 1 6	健康づくり事業	9
— 1 7	ごみ収集運搬業務事業	9
— 1 8	環境対策事業	9
— 1 9	農林水産関係事業	9
— 2 0	商工、観光関係事業	1 0
— 2 1	勤労者、消費者関連事業	1 0
— 2 2	建設関係事業	1 0
— 2 3	上・下水道事業	1 0
— 2 4	市町立学校の通学区域、学校名	1 1
— 2 5	学校教育事業	1 1
— 2 6	文化振興事業	1 2
— 2 7	社会教育事業	1 2
— 2 8	青少年健全育成事業	1 2
— 2 9	男女共同参画事業	1 2
— 3 0	社会福祉協議会	1 3
2 6	合併市町村基本計画	1 3
※	別紙 合併協定項目 9 地域自治制度 (地域審議会・地域自治区・合併特例区) の取扱い	1 4
※	調印書	1 9

【合併協定項目 1 合併の方式】

合併の方式は、上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入する編入合併とする。

【合併協定項目 2 合併の期日】

合併の期日は、平成23年（西暦2011年）10月1日とする。

【合併協定項目 3 新市の名称】

新市の名称は、「栃木市」とする。

【合併協定項目 4 新市の事務所の位置】

- 1 新市の事務所の位置は、栃木市入舟町7番26号（現在の栃木市役所）とする。
- 2 西方町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。

【合併協定項目 5 財産及び債務の取扱い】

西方町の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。

【合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い】

- 1 合併時に西方町の議会議員は、身分を失い、合併後、地方自治法第91条第5項の規定に基づき、西方町の区域を選挙区とする増員選挙（定数3人）を実施するものとする。
- 2 次回の一般選挙から選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。

【合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い】

- 1 西方町の農業委員会は、栃木市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 西方町の農業委員会の選挙による委員である者のうち2人は、市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、栃木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き栃木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、2人の選出については、西方町の農業委員会の選挙による委員である

者の互選により定めるものとする。

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の定数は、25人とする。
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、5選挙区とし、現選挙区に西方町1選挙区（定数2人）を加えるものとする。
- 5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 8 地方税の取扱い】

- 1 個人市町民税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合し、減免については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 法人市町民税については、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、合併時までに栃木市の例により統合し、課税免除については現行のとおりとし、平成25年度までに廃止する。
- 4 軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 市町たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時に統合する。
- 9 入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱い】

地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第23条の規定に基づき、合併前の西方町の区域に「地域自治区」を設置する。

なお、同法第23条及び第24条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文によ

る。

【合併協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱い】

- 1 西方町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 12 条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。

【合併協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い】

- 1 西方町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。
- 2 西方町のその他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

【合併協定項目 1 2 条例、規則等の取扱い】

条例・規則等については、栃木市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて、整備する。

【合併協定項目 1 3 事務組織及び機構の取扱い】

- 1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。
- 2 合併時における組織については、栃木市の例により部制を執るものとする。

- 3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引継ぐものとする。

【合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱い】

- 1 栃木地区広域行政事務組合については、岩舟町等と協議の上、合併時まで調整する。
- 2 西方町は、合併の前日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退する。
- 3 西方町は、合併の前日をもって栃木県後期高齢者医療広域連合から脱退する。
- 4 西方町は、合併の前日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合から脱退する。
- 5 西方町は、合併の前日をもって宇都宮西中核工業団地事務組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

【合併協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い】

使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。

- 1 ・施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に再編又は調整する。
・その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。
- 2 手数料は、原則として合併時に統一する。

【合併協定項目 1 6 公共的団体等の取扱い】

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。

【合併協定項目 1 7 補助金、交付金等の取扱い】

補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。

【合併協定項目 1 8 町名、字名の取扱い】

町名、字名については、原則として従前のおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。

【合併協定項目 19 慣行の取扱い】

- 1 市章及び市の旗については、合併時に栃木市の市章及び市旗を用いることとし、市の歌、市の木、市の花、市の鳥については、合併後、新市において定める。
- 2 各種宣言については、従来の宣言を踏まえ、必要なものを合併後、新市において定める。
- 3 市民憲章については、合併後、新市において調整する。
- 4 ・表彰制度については、合併時まで調整する。
・名誉市町民に関することについては、合併時まで調整する。
なお、これまでの名誉市町民は、継続して新市の名誉市民とする。

【合併協定項目 20 国民健康保険事業の取扱い】

- 1 ・国民健康保険税の税率については、合併時は現行のおりとし、合併後平成24年3月までに再編する。
・軽減制度については、合併時は現行のおりとし、合併後平成24年3月までに再編する。
・減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。
・納期については、合併時まで栃木市の例により統合する。
- 2 ・特定健康診査については、合併時は現行のおりとし、平成24年度に栃木市の例により統合する。
・特定保健指導については、現行のおりとする。

【合併協定項目 21 介護保険事業の取扱い】

- 1 介護保険事業計画については、合併時は現行のおりとし、平成24年3月までに再編する。
- 2 介護保険料については、合併時は現行のおりとし、平成24年3月までに再編する。
- 3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のおりとし、平成24年3月までに再編する。

【合併協定項目 22 消防団の取扱い】

- 1 消防団については、合併時に統合することとし、西方町の消防団

員は、すべて栃木市の消防団員として引き継ぐ。

- 2 報酬、費用弁償、行事等については、栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 2 3 行政区の取扱い】

- 1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 自治会の連合組織等については、全市的な組織化を目指し、合併後に再編を促進する。
- 3 自治会長等への委嘱、身分の取扱いについては、自治会の意向を尊重しながら合併後に調整する。
- 4 自治会長等及び自治会への報償等については、自治会及び自治会連合組織との協議が必要になることから合併後に再編する。

【合併協定項目 2 4 諮問機関の取扱い】

- 1 諮問機関の取扱いについては、原則として栃木市の諮問機関に統合する。ただし、地域固有の審議事項等に係る諮問機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し調整するものとする。
- 2 諮問機関の委員構成については、新市において広く市民の意見を市政に反映できるように、西方町の地域性に配慮した適切な措置を講じる。
- 3 所期の目的を達成した諮問機関については、合併時に廃止する。

【合併協定項目 2 5 - 1 国内・国際交流事業】

国内・国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。

【合併協定項目 2 5 - 2 電算システム事業】

電算システムについては、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。

【合併協定項目 2 5 - 3 広報広聴関係事業】

- 1 ・広報紙に関することについては、栃木市の例により合併時に統合する。
・ホームページは、栃木市の例により合併時に統合する。

2 各種広聴制度については、栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 25 - 4 人権推進事業】

人権教育・啓発推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

【合併協定項目 25 - 5 納税関係事業】

- 1 原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。
- 2 督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 軽自動車税のコンビニ収納については、栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 25 - 6 消防防災関係事業】

- 1 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後1年を目途に再編する。
- 2 防災行政無線については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成25年度末までに統合する。
- 3 災害応援協定等については、合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ締結する。

【合併協定項目 25 - 7 交通関係事業】

- 1 交通安全計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね1年以内に再編する。
- 2 ・交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。
・交通指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

【合併協定項目 25 - 8 窓口業務】

- 1 窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。
- 2 延長窓口については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね1年以内に再編する。

- 3 支所・出張所等の窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。

【合併協定項目 25-9 保健衛生事業】

- 1 予防接種については、合併後平成24年3月までに調整する。
- 2 各種健（検）診については、合併後平成24年3月までに調整する。

【合併協定項目 25-10 障害者福祉事業】

- 1 障害者自立支援法に係る事業については、合併時に統合する。ただし、障害者相談支援に関すること及び地域活動支援センターに関することは、合併後、速やかに再編する。
- 2 市町が独自に行う障害者福祉事業は、合併時に統合する。

【合併協定項目 25-11 高齢者福祉事業】

- 1 ・敬老祝金については、栃木市の例により合併時に統合する。
・その他の敬老事業（祝詞、記念品の配布等）については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 2 高齢者保健福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 3 はつらつセンターについては、合併後に再編する。

【合併協定項目 25-12 児童福祉事業】

- 1 子ども手当等については、現行のとおりとする。
- 2 ファミリー・サポートセンター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 放課後児童健全育成事業については、合併後平成24年3月までに調整する。
- 4 赤ちゃん誕生祝金等については、合併後平成24年3月までに調整する。

【合併協定項目 25-13 保育事業】

- 保育料に関することについては、合併時は現行のとおりとし、平成24年度から国の基準を基に再編する。

【合併協定項目 25-14 生活保護事業】

生活保護事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 25-15 その他の福祉事業】

- 1 こども医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 重度心身障がい者医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 妊産婦医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 ひとり親家庭医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 25-16 健康づくり事業】

健康 2 1 計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成 25 年度に再編する。

【合併協定項目 25-17 ごみ収集運搬業務事業】

ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

【合併協定項目 25-18 環境対策事業】

- 1 環境基本計画については、合併時に統合する。
- 2 公営墓地については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 斎場については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

【合併協定項目 25-19 農林水産関係事業】

- 1 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 2 農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 3 農政協力員については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。

る。

【合併協定項目 25-20 商工、観光関係事業】

- 1 中小企業金融制度については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 観光行事については、地域性のある独自の行事であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて調整する。

【合併協定項目 25-21 勤労者、消費者関連事業】

- 1 勤労者融資制度については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、現行のとおりとし、負担金について、合併までに岩舟町と調整を図る。
- 3 消費生活相談については、栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 25-22 建設関係事業】

- 1 ・開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。
ただし、非線引き都市計画区域における開発許可の規制対象規模については、合併時までに調整する。
・租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。
・都市計画区域マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
・都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
・都市計画区域については、合併時は現行のとおりとし、都市計画マスタープランの再編に併せ、県と調整する。
- 2 住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 3 建築物耐震改修促進計画については、合併後に再編する。

【合併協定項目 25-23 上・下水道事業】

- 1 水道事業に係る手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおり

とし、合併後４年を目途に再編する。

- 3 工事負担金及び加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後４年を目途に再編する。
- 4 排水設備工事等手数料については、現行のとおりとする。
- 5 下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後４年を目途に再編する。
- 6 ・下水道受益者負担金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後４年を目途に再編する。
・賦課対象区域の決定、徴収猶予及び減免基準については、現行のとおりとする。
・納期については、合併時まで再編し、平成２４年度から口座振替を実施する。
・排水区域外接続の負担の額については、合併時は現行のとおりとし、合併後４年を目途に再編する。
・督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 7 農業集落排水事業の排水設備工事等手数料については、現行のとおりとする。
- 8 農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後４年を目途に再編する。
- 9 農業集落排水事業受益者分担金制度については、栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 25－24 市町立学校の通学区域、学校名】

- 1 通学区域については、原則現行の区域とする。ただし、市町境の地域や児童・生徒数の動向を踏まえ、新市において弾力的に対応する。
- 2 学校名については、合併時まで教育委員会間で協議する。

【合併協定項目 25－25 学校教育事業】

- 1 ・奨学金制度については、合併時は現行のとおりとし、平成２３年度中に栃木市の例により統合する。
・入学資金融資事業については、合併時は現行のとおりとし、平成２３年度中に栃木市の例により統合する。
・入学資金融資利子補給補助金については、合併時は現行のとおりとし、平成２３年度中に栃木市の例により統合する。

- 2 外国語指導助手については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 国際理解教育については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 4 学校支援員については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 学校給食については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

【合併協定項目 25-26 文化振興事業】

- 1 文化祭については、現行のとおり各地区分散開催とする。
- 2 市町指定文化財に関することについて、文化財の指定は栃木市の例により合併時に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引継ぎ、維持管理は栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 25-27 社会教育事業】

- 1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。
- 2 成人式については、合併時に再編する。
- 3 同和地区集会所については、現行のとおりとする。
- 4 生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。
- 5 集会所運営委員会については、現行のとおりとする。
- 6 公民館等運営管理業務については、現行のとおりとし、合併後に再編する。但し、貸し出し事務等については、栃木市の例により合併時に統合する。

【合併協定項目 25-28 青少年健全育成事業】

- 1 青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後に再編する。
- 2 勤労青少年ホームについては、現行のとおりとする。
- 3 青少年問題協議会の運営については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 青少年育成市民会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

【合併協定項目 25-29 男女共同参画事業】

男女共同参画計画については、合併後概ね1年以内に再編する。

【合併協定項目 25－30 社会福祉協議会】

社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。

【合併協定項目 26 合併市町村基本計画】

合併市町村基本計画については、別添「新市まちづくり計画」のとおり定めるものとする。

別紙

【合併協定項目 9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱い】

栃木市及び西方町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置等に関する協議

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、合併前の西方町の区域に地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称及び区域）

第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
西方町	合併前の西方町の区域

（設置期間）

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

（事務所の名称等）

第4条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
西方総合支所	合併前の西方町役場の位置	合併前の西方町の区域

（所掌事務）

第5条 地域自治区の事務所が所掌する所管区域内の事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民生活に直結した窓口業務及び保健福祉サービス等に関すること。
- (2) 農林施設、観光施設、建設・土木施設、上下水道施設等の維持管理に関すること。
- (3) 地域の特性を活かしたまちづくり、従来から継続する個性ある施策の実施その他地域振興の推進に関すること。
- (4) 地域の公共的団体等の活動支援その他地域自治及び住民自治の推進に関すること。

- (5) 地域協議会に関すること。
- (6) 総合支所の庶務及び施設の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域自治区で所掌することが適当と認められる事務に関すること。

2 前項の所掌事務に関する具体的な取扱いについては、合併後の栃木市の市長が別に定める。

(区長の設置)

第6条 法第24条第1項の規定により、地域自治区に区長を置くものとする。

2 区長の設置期間は、地域自治区の設置の日から平成27年3月31日までとする。

3 区長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 区長は、特別職とし、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。この場合において、市長は、区長の選任に当たっては、地域協議会の意見を尊重するものとする。

(区長の役割)

第7条 区長は、地域自治区の特長や資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、市の円滑な行政運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理する。

(地域協議会の設置)

第8条 地域自治区に地域協議会を置く。

(地域協議会の組織)

第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、地域自治区の区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が選任する。

- (1) 地域自治区の区域内の公共的団体等が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第10条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた

場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

第11条 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 市長は、会長又は副会長が次のいずれかに該当するときは、会長又は副会長を解任するものとする。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の権限)

第12条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、地域自治区の区域内に係る次に掲げる市の施策に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）に関する事項

(2) 新市の基本構想に関する事項

(3) 各種計画の策定に関する事項

(4) 合併協定項目の調整等の状況に関する事項

(5) 予算に関するもので重要と認められる事項

(6) この協議書による地域自治区の設置期間経過後の地域自治のあり方に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第13条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員に、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第15条 地域協議会の庶務は、第4条に規定する事務所において処理する。

(補則)

第16条 この協議に定めるもののほか、地域自治区の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この協議は、平成23年10月1日から施行する。

2 第6条第3項の規定にかかわらず、地域自治区が設置されてから最初に選任される区長の任期は、市長が選任した日から平成24年3月31日までとする。

3 第10条第1項の規定にかかわらず、地域自治区が設置されてから最初に選任される委員の任期は、市長が選任した日から平成25年3月31日までとする。

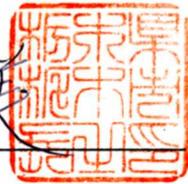
調 印 書

栃木市及び西方町は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律
（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく「栃
木市・西方町合併協議会」において、上記のとおり合併に関す
る協議が調ったので、ここに調印する。

平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日

栃木市長

鈴木俊美



西方町長

古澤悦夫



立 会 人

栃木市議会議長

大川秀子

西方町議会議長

横倉利夫